

「森林シューセキ！事例報告会」

宍粟市版

新たな森林管理システムに係る

森林環境譲与税活用

宍粟市地域創生総合戦略テーマ

「<sup>もり</sup>森林から<sup>はじ</sup>創まる地域創生」



- ① 概要等
- ② 実施体制
- ③ 譲与税額ほか
- ④ 予算配分基準（譲与税当年度）
- ⑤ 森林経営管理法創設に係る森林整備 基本方針  
↳  
展開戦略5項目のうち3項目（補助編）
- ⑥ 担い手育成に係る基本方針
- ⑦ その他活用事例
- ⑧ 課題と今後のビジョン（要望）

# 宍粟市（しそうし）の概要

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち



平成17年4月1日に旧宍粟郡の4つの町  
（山崎町・一宮町・波賀町・千種町）が合併し誕生

## 広 さ

- 面積／658.54平方キロメートル
- 距離／東西 約32キロメートル ・ 南北 約42キロメートル

**\*兵庫県土の7.8%を占め（県内2番目）**

**\*その約90%が森林（県内1番）**

## 人 口

- 総人口／35,307人
- 世帯数／14,715世帯（高齢化率 約36%）

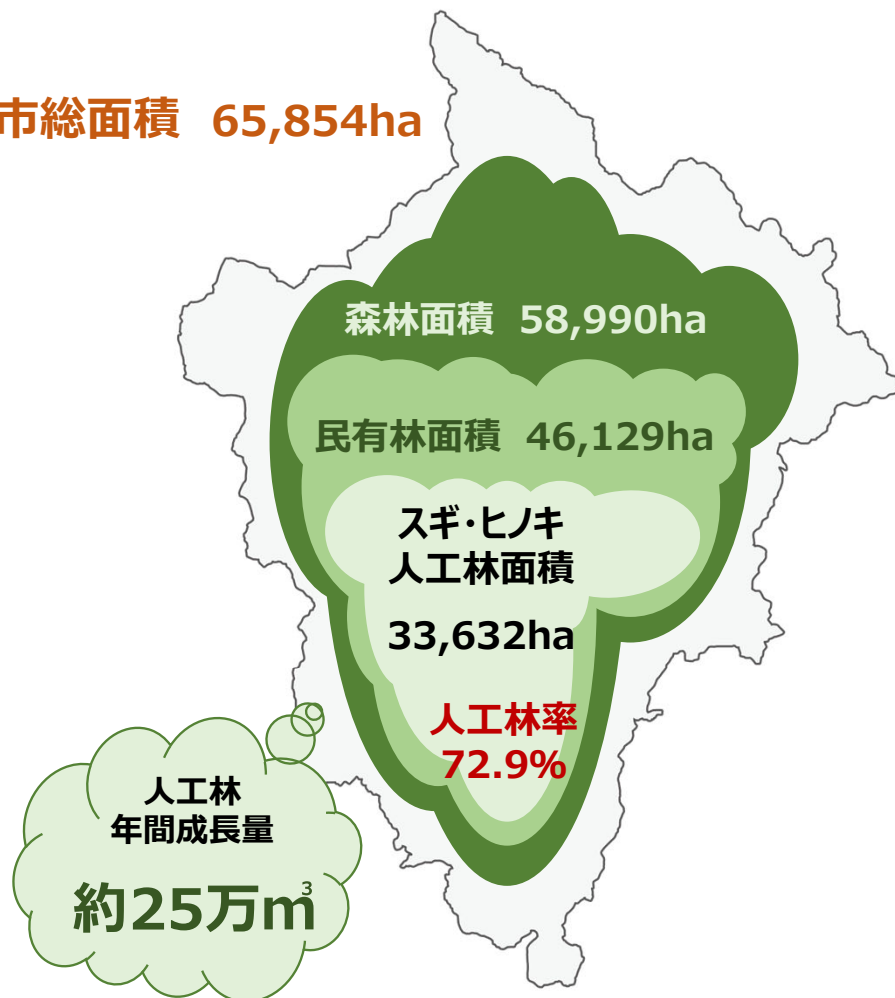
【令和4年12月31日 現在】

## 古 事

- 日本酒発祥の地（播磨国風土記）
- 黒田官兵衛飛躍の地（宍粟郡の領主）

# 森林・林業の概要

市総面積 65,854ha

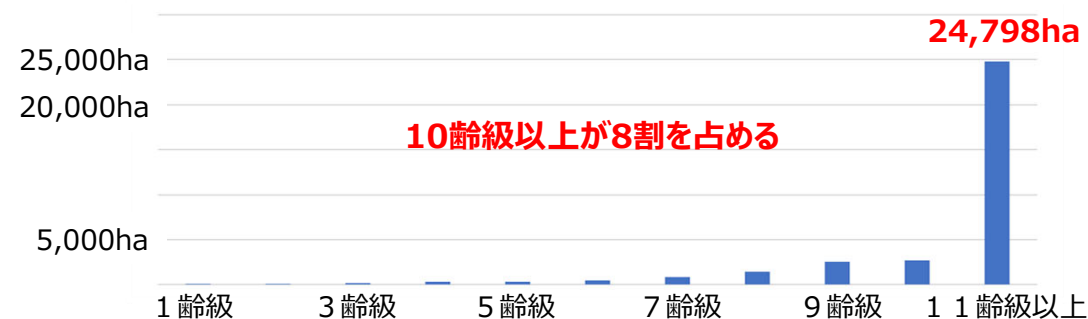


## 特徴

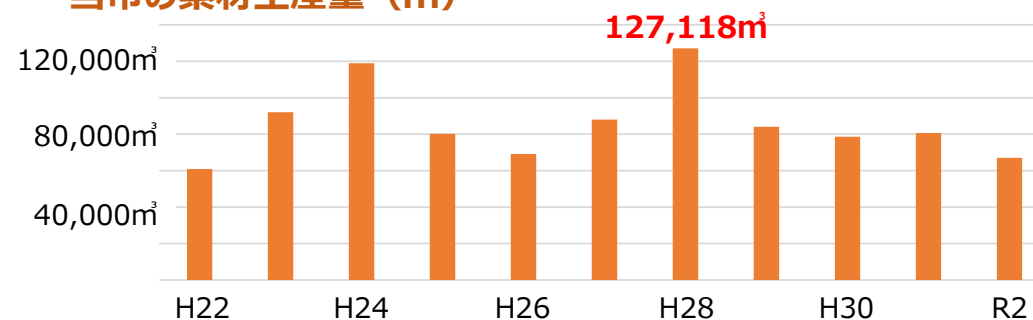
当市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林が大部分で、人工林中心の林分構成となっています。

現在、年間600haの間伐を目標に施業を推進していますが、すべてのスギ・ヒノキ人工林を間伐するには、約56年かかる計算になります。

## 当市の森林（人工林）の齢級別面積（ha）



## 当市の素材生産量（ $m^3$ ）



## 森林・林業の概要（その他）

---

### ■ 山崎木材市場



昭和37年5月に地元の製材所などの出資により設立され、当市だけでなく市外から集めた原木を競市により製材工場や木材販売業者等へ販売するとともに、未利用材についても県内の木質バイオマス発電事業者へ安定供給している。

### ■ 兵庫木材センター



平成22年11月～稼働  
当市の基幹産業である林業の代表的な施設として、全ての原木を無駄なく活用するために原木生産から製品製造、供給までの6次産業化による木材流通加工体制に取り組んでいる。

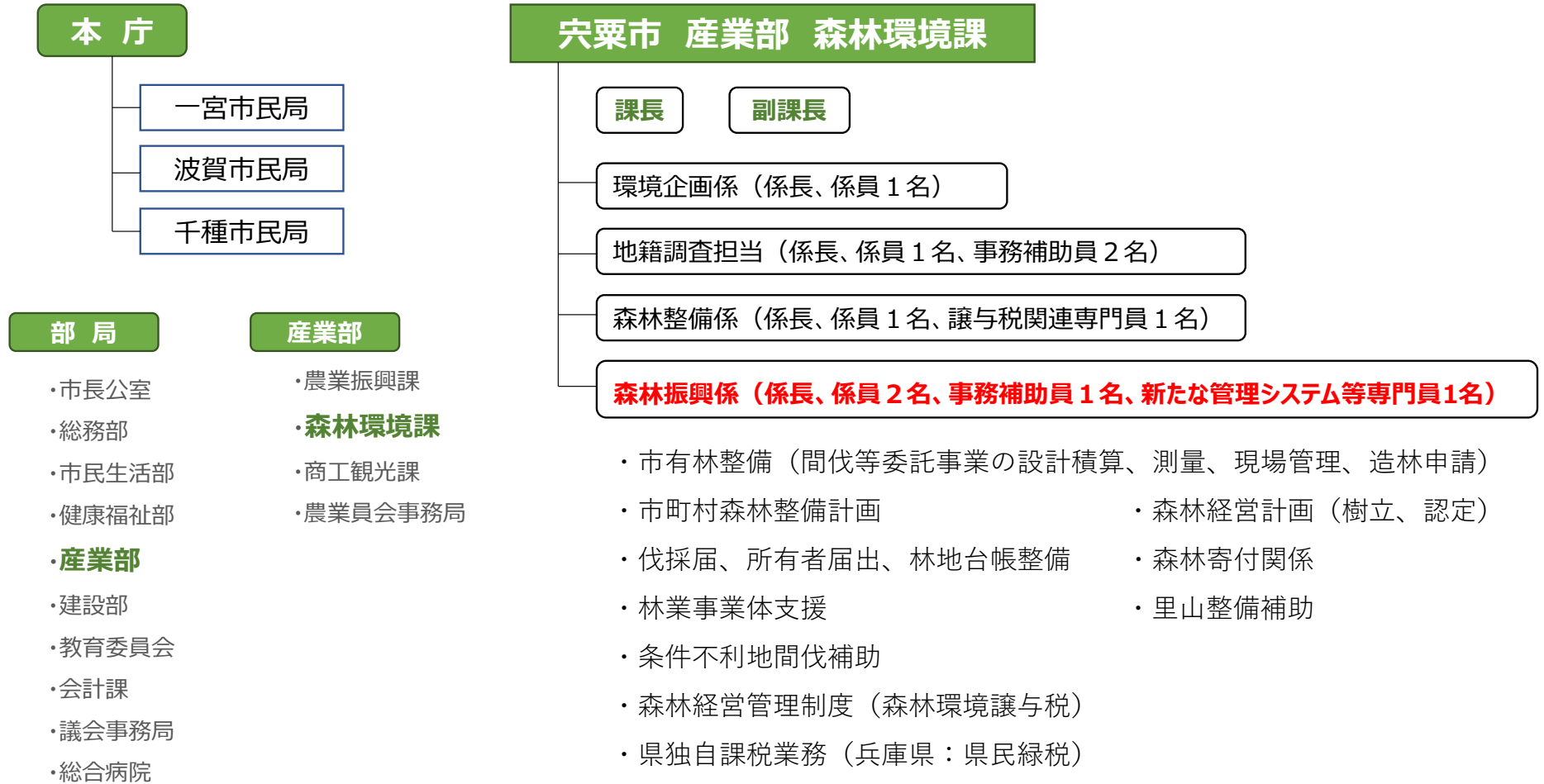
### ■ 兵庫県立森林大学校



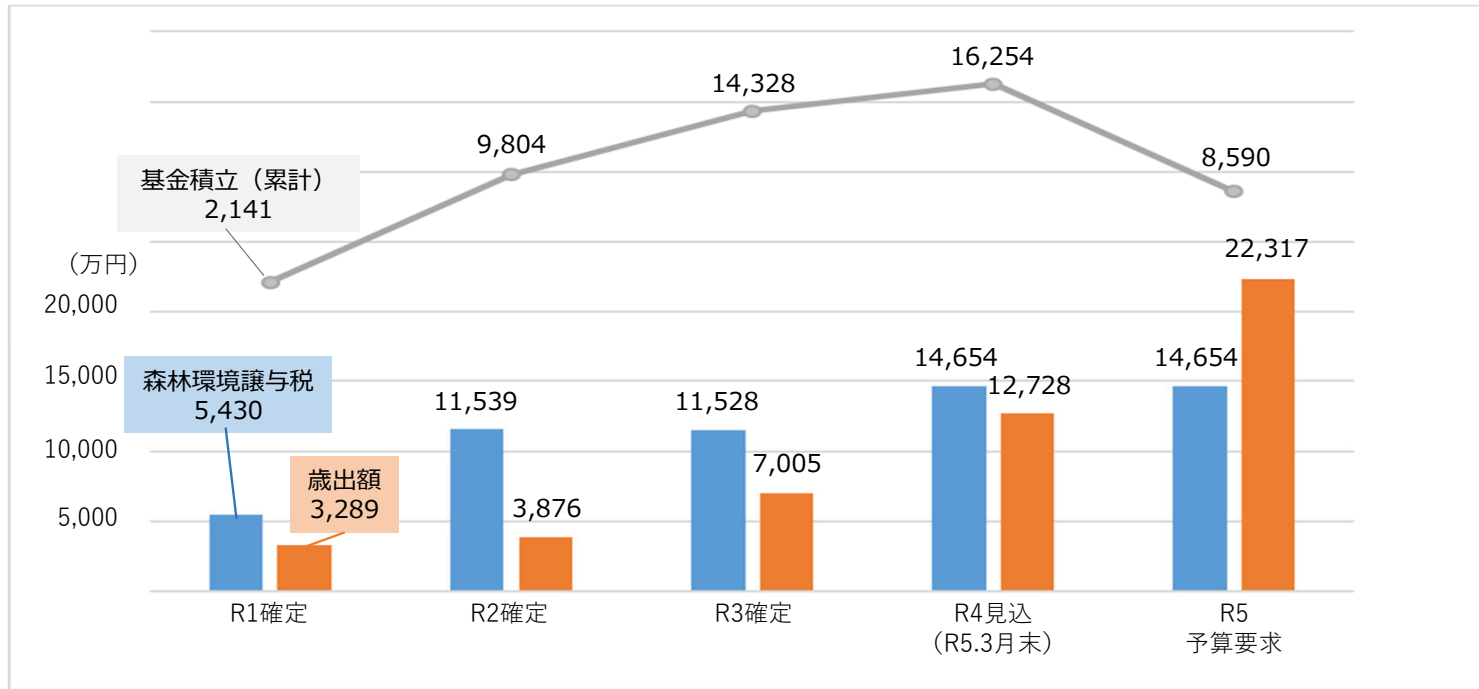
平成29年4月～開校  
当市の旧宍粟市立染河内小学校跡地を利用し、次代の林業を担う人材の養成を行うとともに、森林に関わる人材等を幅広く育成するための専門知識等を学ぶ2年制の専修学校。

---

# 宍粟市の実施体制



# 森林環境譲与税 譲与額ほか（見込み）



(単位：万円)

項目	R1確定	R2確定	R3確定	R4見込 (5.3月末)	R5 (予算要求)
森林環境譲与税	5,430	11,539	11,528	14,654	14,654
歳出額	3,289	3,876	7,005	12,728	22,317
基金積立(単年)	2,141	7,663	4,524	1,926	-7,663
基金積立(累計)	2,141	9,804	14,328	16,254	8,590

# 森林環境譲与税（当年度）予算配分基準を設定

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設された森林環境譲与税の趣旨に重点を置いたウエイト設定

事業	ウエイト	不足する場合		
		基金の 取崩	基金が 無い場合	左記以外 の場合
①森林経営管理制度に係る事業	70%	○	②事業から 補填	一般財源
②森林経営管理制度以外の事業	30%	×	②事業の中 で調整	一般財源



# 森林経営管理法創設に係る森林整備 基本方針

当市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林が大部分で、人工林中心の林分構成になっている。しかしながら、長きに亘る林業・木材産業の低迷により林業生産活動が停滞し、自立的な森林経営が困難な状況である。

さらに、市南部には活断層である山崎断層帯が西北西～東南東に走り、断層活動によって生じる破砕帯や不安定な斜面が数多く分布している。昭和59年の山崎断層地震（M5.6、震度4）を契機として、宍粟防災センターが設置されたのをはじめ、昭和51年の福知地区地すべり、平成16年、21年および30年の台風等による土砂災害等を市民は経験しており、災害に強いまちづくりの推進を望む声は高い。

そのような状況の中、森林を適切に管理し、保全していくためには、産業としての林業再生と森林の持つ多面的な機能を維持するための森林管理がバランスよく行われていくことと地域での原木の安定供給と木材の流通加工販売システムを構築することが重要と考える。

このため、当市では・・・

**従来のグリーン成長総合対策と平成31年4月から施行された森林経営管理法を個々に展開させるのではなく、市と林業事業者が相互に協力し、施策を両輪で一体的に展開させることで、未整備林の早期森林整備をめざす。**

## 森林経営管理法創設に係る森林整備 基本方針（図）

従来の森林管理（グリーン成長総合対策）

**意欲がある森林（A）**

\* 対象想定森林 = 搬出（経済林）・切捨（非経済林）

新たな森林管理システム（森林経営管理法）

**意欲がない森林（B）**

\* 対象想定森林 = 搬出（経済林）・切捨（非経済林）

民有林面積 46,129ha（うち、人工林33,632ha）

従来のグリーン成長総合対策（A）と平成31年4月から施行された森林経営管理法（B）を個々に展開させるのではなく、市と林業事業者が相互に協力し、施策を両輪で一体的に展開させることで未整備林の早期森林整備をめざす。

\* メインとする補助事業 \*

造林事業 = ●森林経営計画制度

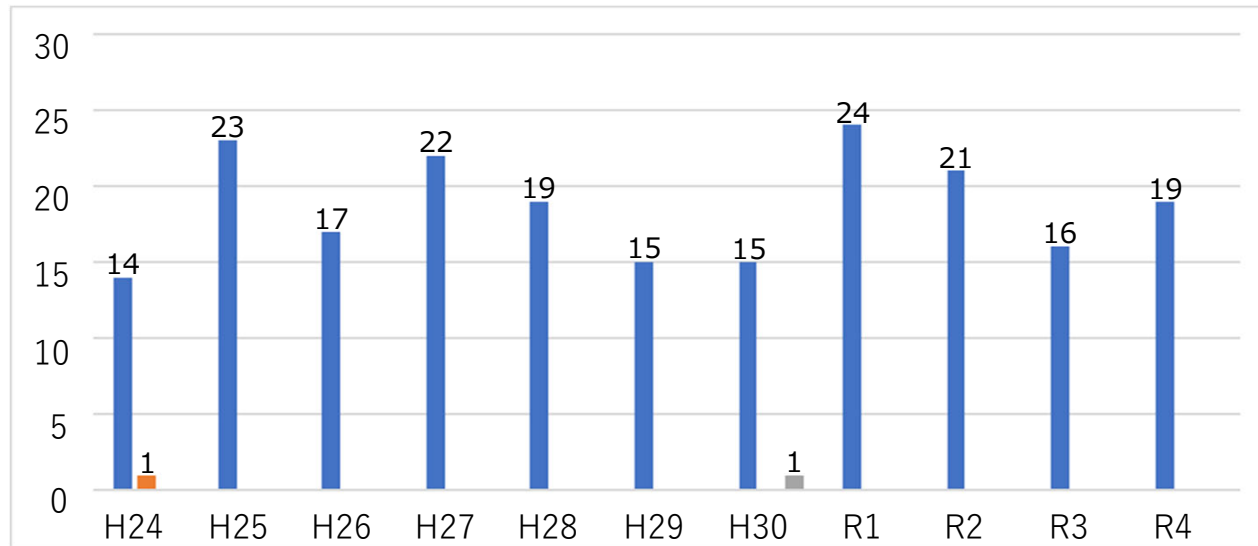
●展開戦略3項目（補助）

●重要古版 新たな森林管理システム  
本日の発表テーマ「森林環境譲与税部門」のため、  
●展開戦略3項目（意向調査）  
ご説明は、省略させていただきます。

林業経営者 主導型

行政と林業経営者 協力型

## 森林経営計画 年度別認定数



計画の種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
林班計画	14	23	17	22	19	15	15	24	21	16	19	205
属人計画	1											1
区域計画							1					1

森林経営計画樹立にあたる  
林業経営者の声

- ・所有者との契約にあたり信頼を得るのが困難。
- ・現所有者の氏名・住所等の判明に時間を要する。

# 展開戦略：5項目のうち3項目（補助編）

## 戦略1

### 森林整備促進事業（林業経営者主導型）

林班計画により森林経営計画を策定し、林班内すべての森林所有者に委託の意向を確認した上で、賛同する森林所有者については、委託契約を締結し、かつ委託契約地内すべての人工林について搬出、切捨を問わず実施した場合、造林補助事業に上乗せ支援する。

なお、賛同しない森林所有者については、書面により賛同しないことが確認できる書類を添付必要

#### ★工夫した点★

\* 林班内のすべての人工林を間伐条件とすることで、林班内に存在する非経済林を含むすべての森林の間伐が実施される。

\* 林班計画で経済林のみ搬出したり、区域計画を選択する場合は、市の上乗せなし。

\* T P P 事業で実施した林業経営者 → 造林補助に置き換えて上乗せ（平等性）

# 展開戦略：5項目のうち3項目（補助編）

## 戦略2

### 林業事業体集約化支援事業 （林業経営者主導型）

林業経営者が森林所有者に代わり、森林整備を行うために集約化（買取）を行う費用の一部を支援する。

ただし、買取を行った箇所を核に森林経営計画を樹立した場合に限る。

#### ★工夫した点★

\* 林業経営者が買い取ることで、買取森林を核として森林経営計画の樹立に繋げることとなり、かつ戦略1も視野に入れることが想定されるため、林班内すべてのスギ・ヒノキ林の間伐が実施される。

\* 買取に支援することで、委託のみでなく、森林所有者の選択肢を増加させた。

# 展開戦略：5項目のうち3項目（補助編）

## 戦略3

### 条件不利地間伐推進事業（林業経営者主導型）

林業経営者から市に事前協議を行い、**森林経営計画の作成が難しい林班であることを市が承認した林班内の森林**において、林業経営者が森林所有者と委託契約を締結し、**切捨間伐を実施した場合に支援する。**

#### ★工夫した点★

\*スギ、ヒノキの齢級構成、林分材積表、密度管理図を用いて、当市のみ  
の成立本数を算出した結果、全県算出より増加し、それに基づき設計を行い標準単価の見直しを行った。また、現地の作業条件も異なることから調整因子を設定し、標準単価に乗じることで、場所毎の公平性を確保した。

（切捨のみでも生業として成立させることを目的とした見直し）

# 展開戦略：5項目のうち3項目（補助編 間伐実績）

\* 宍粟市版新たな森林管理システムが稼働するまでは・・・意欲ある森林（A）において、林業経営者が展開戦略1～3を活用し、先行的に施業実施

意欲ある森林（A）の切捨（非経済林） → **放置される可能性大**（=今後、意欲のない森林と位置図けられる可能性がある森林）

**\* 林業経営者 主導型により先行的に施業実施**

■ 展開戦略（補助編）による間伐実績（単位：ha）

事業名	面積区分	R1	R2	R3	R4見込	譲与税充当 開始年度
戦略1 森林整備促進事業	間伐面積（搬出）	534.93	471.40	554.06	550.00	R2
	間伐面積（切捨）	<b>79.22</b>	<b>77.19</b>	<b>73.69</b>	<b>80.00</b>	
戦略2 林業事業体集約化支援事業	集約化（買取）面積 * 補助対象面積	-	-	3.21	0.90	R3
	【森林経営計画策定】 計画対象森林面積	-	-	33.90	51.86	
	間伐面積（搬出・切捨）	-	-	<b>20.37</b>	<b>33.55</b>	
戦略3 条件不利地間伐推進事業	間伐面積（切捨）	<b>51.30</b>	<b>42.24</b>	<b>73.69</b>	<b>66.04</b>	R1

間伐合計（R1～R4）

**597.29ha**

（\* R4は見込）

\* 宍粟市版新たな森林管理システム稼働後は、（A）（B）両輪で展開

## 【宍粟市版 新たな森林管理システム】 意向調査（状況）について

意向調査（市直営により実施）

### R2～R3 倉床地区（1,391ha）の意向調査を実施

地区	既存 市有林	寄付	委託	自己管理		計	意向調査 回収率
				自己	返送なし		
倉床	9筆	47筆	77筆	315筆	137筆	585筆	62.43%
	134ha	312ha	62ha	753ha	130ha	1391ha	

### R3～R4 上岸田・井内・横山地区（846ha）の意向調査を実施

地区	既存 市有林	寄付	委託	自己管理		計	意向調査 回収率
				自己	返送なし		
上岸田	4筆	3筆	23筆	114筆	50筆	194筆	74.14%
	35ha	1ha	31ha	178ha	92ha	337ha	
井内	5筆	8筆	8筆	112筆	50筆	183筆	65.86%
	28ha	39ha	6ha	77ha	40ha	190ha	
横山	11筆	2筆	34筆	128筆	55筆	230筆	75.59%
	29ha	4ha	29ha	206ha	51ha	319ha	

### R4～R5 日見谷・小野・安賀・斉木地区（約900ha）（1,195筆）の意向調査を予定



## 森林経営管理法創設に係る森林整備 基本方針（図） （間伐総括）

### 従来の森林管理（グリーン成長総合対策）

#### 意欲がある森林（A）

\* 対象想定森林 = 搬出（経済林）・切捨（非経済林）

（単位：ha）

	—	戦略1	戦略2	戦略3
	経済林	非経済林	経済林・非経済林	非経済林
R 1～R 4 （見込み）	2110.39	<b>310.10</b>	<b>53.92</b>	<b>233.27</b>

今後、意欲のない森林と位置図けられる可能性がある森林  
合計 = 597.29ha

\* 林業経営者主導により先行的に実施（R 1～R 4）

R 5（予定）	400.00	<b>100.00</b>	<b>60.00</b>	<b>100.00</b>
R 6（予定）	400.00	<b>100.00</b>	<b>60.00</b>	<b>100.00</b>
R 7（予定）	400.00	<b>100.00</b>	<b>60.00</b>	<b>100.00</b>

林業経営者 主導型

### 新たな森林管理システム（森林経営管理法）

#### 意欲がない森林（B）

\* 対象想定森林 = 搬出（経済林）・切捨（非経済林）

（単位：ha）

	戦略1又は2		戦略3
	経済林	非経済林	非経済林
R 1～R 4 （見込み）	（宍粟市版新たな森林管理システム 稼働前のため 実績なし）		

倉床地区の意向調査～林業経営者提案（宍粟市版新たな森林管理システムにより）  
★経済林196ha + 非経済林75ha = 合計271haを林業経営者に再委託  
（再委託 = 経営管理実施権と同様）

倉床地区 提案 R 5～R 10	<b>196.00</b>	<b>75.00</b>	<b>209.00</b>
上岸田他地区 提案（予定） R 6～R 11	200.00	100.00	200.00
日見谷他地区 提案（予定） R 7～R 12	200.00	100.00	200.00

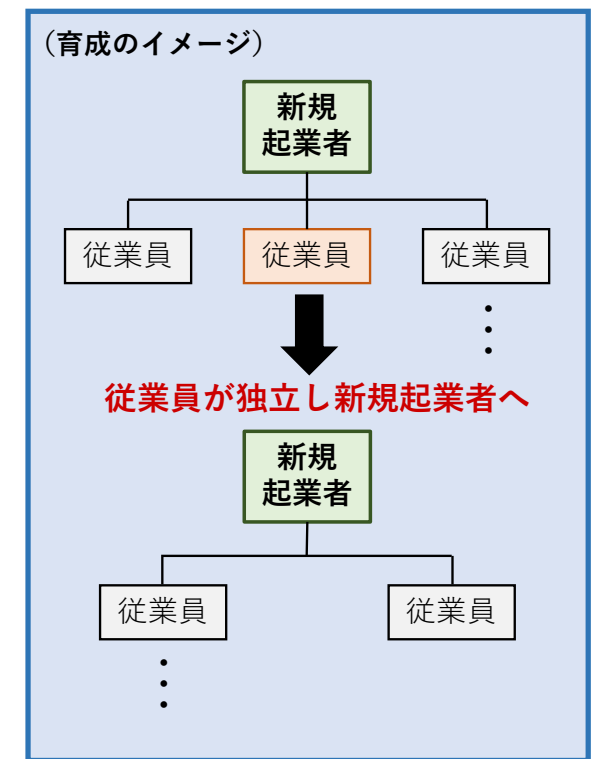
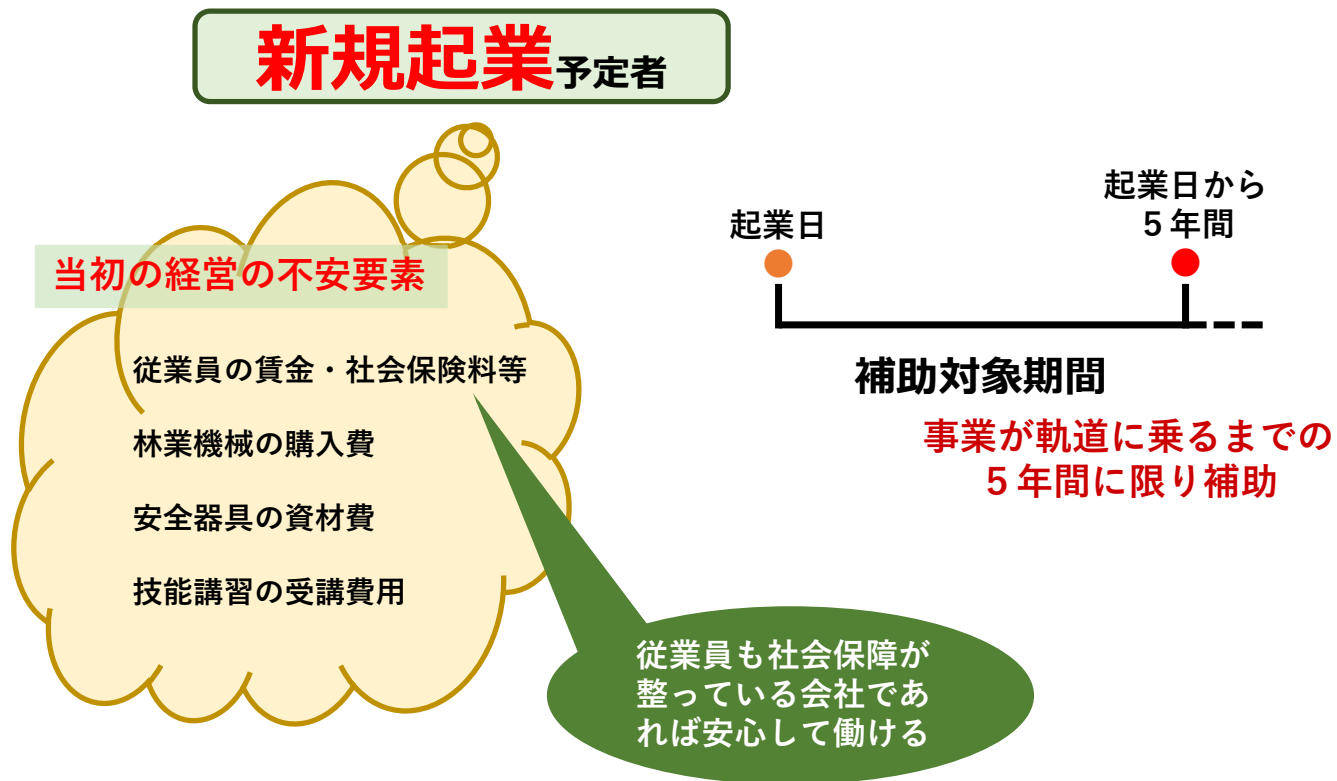
行政と林業経営者 協力型

宍粟市版新たな森林管理システム 稼働により 両輪で展開

# 担い手育成に係る基本方針

市内における人工林の約9割以上が収穫期を迎える中で、さらなる森林整備を進めなければ、森林の多面的機能が発揮できない上、森林資源が活用されないこととなる。

これらの課題の解決には、早急に新規林業事業体を育成することが必要であるため、次の施策を構築した。



## 新規林業事業体育成支援事業

補助対象経費	林業就業経験が2年目未満の者	林業就業経験が2年目以上の者
① 人件費（賃金）	常用雇用月数に <b>6万円</b> を乗じた額	常用雇用月数に <b>3万円</b> を乗じた額
② 従業員に対して負担する 社会保険料等掛金	常用雇用月数に <b>2万円</b> を乗じた額	常用雇用月数に <b>1万円</b> を乗じた額
③ 従業員に対して負担する 安全器具資材費	なし	実支出額の <b>2分の1以内</b> の額 (上限： <b>15万円</b> )
④ 技能講習等の受講費用	実支出額の <b>2分の1以内</b> の額 (上限： <b>20万円</b> )	実支出額の <b>2分の1以内</b> の額 (上限： <b>10万円</b> )
⑤ 従業員が市内の住宅に 居住するために要する経費	実支出額の <b>2分の1以内</b> の額 又は <b>2万円</b> のどちらか低い額に常用雇用月数を乗じた額	
補助額の上限	上限： <b>140万円</b>	上限： <b>90万円</b>

## 新規林業事業体林業機械支援事業

項目	補助額	
新規購入	上限：1台あたり <b>400万円</b>	補助対象経費の実支出額の <b>5分の1以内</b>
中古購入	上限：1台あたり <b>200万円</b>	補助対象経費の実支出額の <b>5分の1以内</b>
リース	上限：年額 <b>135万円</b>	補助対象経費の実支出額の <b>2分の1以内</b> ※対象期間は、3年を限度とする
補修	上限：年額 <b>150万円</b>	補助対象経費の実支出額の <b>2分の1以内</b> ※補修に要する額が20万円を超える場合のみ

## 林業事業体数の推移

年度	市内業者	市外業者	合計
H24	17		17
H28	20		20
R4	30	3	33

\* H28は補助開始の前年度

\* 補助対象業者は市内業者のみ

## 森林環境譲与税の活用事例（森林経営管理 関連）

	事業名	充当額（万円）					事業内容
		R1 確定	R2 確定	R3 確定	R4 見込	R5 要求	
森林 経営 管理 推進 事業	新たな 森林管理システム		231	586	570	983	新たな森林管理システムの実行 意向調査～委託（寄付）を直営実施する為の専門員人件費等 （R2～）1名（週4日勤務）+（R3～）1名追加（週3日勤務）+（R5～）1名追加（週4日勤務）
	条件不利地 間伐推進事業	584	508	930	2,400	4,915	森林経営計画の樹立が難しい、奥地等条件不利地の森林における切捨間伐に係る補助支援
	森林整備促進事業		600	990	5,357	7,081	森林経営計画認定地における切捨間伐に係る補助支援（R3まで） （R4から）森林経営計画認定地において、すべての人工林を間伐（搬出、切捨問わず）した場合に係る補助支援
	林業事業体 集約化支援事業			16	34	75	林業事業体が森林所有者に代わり森林整備を行うための集約化に要した経費の一部を補助支援 （森林経営計画必須要件）
	林道等 維持補修事業		233	951	600	880	地元管理林道及び基幹作業道等において、業者委託する場合に係る補修改良について補助支援
	原材料支給					350	地元管理林道及び基幹作業道等において、自ら実施する場合に係る生コン等の原材料について支援
	直営林道管理					150	市が管理する直営林道において、簡易な側溝清掃、路面修繕等実施する場合に係る直営班の人件費等
育 成 事 業 担 い 手	新規事業体 育成支援事業	565	448	558	693	507	新規に起業する林業事業体（5年以内）の雇用経費にかかる補助支援 ・常用雇用2年未満 ・常用雇用2年以上
	新規事業体 林業機械支援事業	606	745	1,098	594	1,707	新規に起業する林業事業体（5年以内）が高性能林業機械の初期投資に必要な経費にかかる補助支援 ・新規、中古購入及びリース
合 計		1,755	2,765	5,129	10,248	16,648	

## 森林環境譲与税の活用事例（その他①）

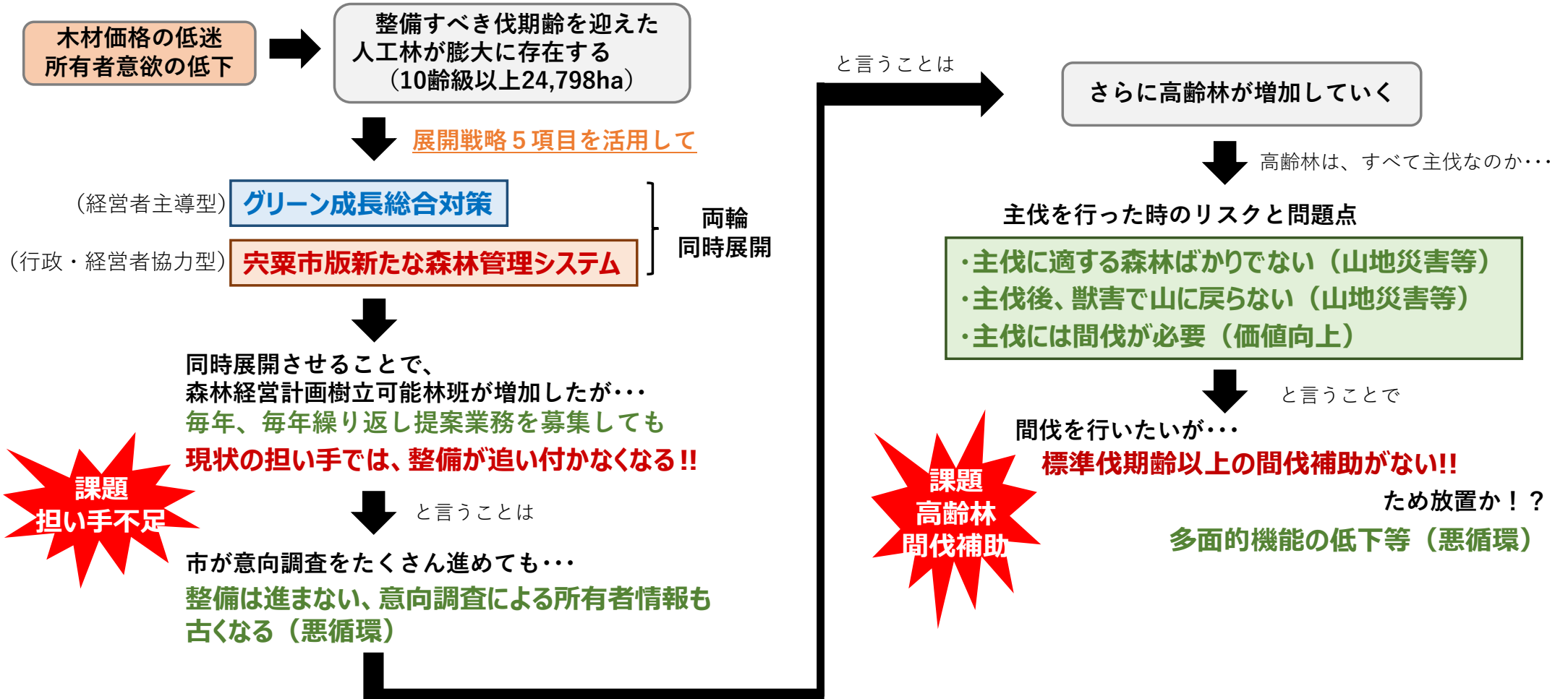
	事業名	充当額（万円）					事業内容
		R1 確定	R2 確定	R3 確定	R4 見込	R5 要求	
穴粟材 利用 促進 事業	ウッドスタート事業	54	55	109	123	191	穴粟材を使った誕生祝記念品の作成・検品
	穴粟材 利用拡大支援事業		31	42	54	100	穴粟材又は穴粟材を活用した住宅や製品を不特定多数の者に周知する活動に係る補助支援
	森林の家づくり 応援事業			286	400	400	住宅の取得にあたり、構造材や内装材に穴粟材を活用して建築した場合に、施主に対して補助支援
	穴粟材活用 製品購入事業		103	105	105	105	本市と業者が連携協定を締結し、市内で間伐されたヒノキの葉っぱを利用して開発された製品の普及啓発を図る。
	再生可能エネルギー 利用促進事業				300	300	木質バイオマス暖房機器等の購入設置費用の一部助成
	啓発事業 (リーフレット)				67		市内の豊かな森林の恩恵や森林保全（整備）の重要さと市の取組等について記載したリーフレットを作成する。
	公共建築物に係る 木造・木質化					2,000	穴粟市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針に基づき、一定要件以上木材（穴粟材）を使用する公共建築物の木造・木質化に要する費用のうち木材購入費（加工費含む）に対して充当する。
	山崎インター通路 リニューアル					300	高速バス山崎インター通路周辺を穴粟スギを活用したプランター花壇等で彩ることで森林のまちをPRすると共に、穴粟材の普及促進を図る。
	最上山公園整備事業					207	老朽化するトイレの建て替えに際し、構造材に穴粟材を活用する。
合 計		54	189	542	1,049	3,603	

## 森林環境譲与税の活用事例（その他②）

	事業名	充当額（万円）					事業内容
		R1 確定	R2 確定	R3 確定	R4 見込	R5 要求	
環境 教育 事業	しそう学校生き生き プロジェクト補助事業	317	207	312	400	400	市立小中学校が実施する木育に関わる教育的取組に補助金を交付
	木育ワークショップ				12	12	ワークショップを実施し、子どもたちが木や木工道具に触れる機会を創出する。
	木育新聞発行				26	26	森林大学の学生が体験や学びを生かし、木育の普及に向けて情報誌を発行する。
	環境教育推進事業 (キエーロ作成講座)					133	穴栗材を使用し、生ごみ処理機「キエーロ」の作成講座を実施する。
保 環 全 境 事 景 業 観	彩りの森づくり事業	1,162	494	579	541	1,044	地域が主体的に"日本一の風景街道"に繋がる里山林整備を行う活動に対して支援
ツ ー リ ズ ム 事 業	森林セラピー 50名山事業		229	442	450	450	森林セラピー事業、50名山事業
合 計		1,479	930	1,333	1,429	2,065	

# 課題と今後のビジョン（要望） ①

## ■ 担い手育成と森林整備について（課題）





# 課題と今後のビジョン（要望）①

## ■ 担い手育成と森林整備について「今後のビジョン（要望）」

### 担い手不足について

#### ■ 宍粟市直営による施業班の構築

活  
用  
の  
場

既存市有林整備（搬出・切捨）  
市町村経営管理事業（委託分の切捨）  
直営林道維持管理（17路線）  
災害時の初期対応

効  
果

担い手育成  
雇用促進  
事業実施がスピーディー

懸  
案

担い手（3～4名）・・・人件費  
高性能林業機械等・・・購入費

要望

配分ルールは、森林面積に重点をおいて頂きたい。

### 高齢林間伐補助について

要望

造林事業において、間伐に係る林齢制限の設定を設けないで頂きたい。

## 課題と今後のビジョン（要望）②

### ■ 森林経営管理法（森林環境譲与税について）（課題）

#### 森林経営管理法の創設

市が中心的な役割を担う事となったが・・・

#### ① 人員不足



このような状況であるにもかかわらず

#### 県独自課税（兵庫県：県民緑税）

#### ② 市に事務負担 = （さらに人員不足）



**森林環境譲与税の執行率が低調な原因**



## 課題と今後のビジョン（要望）②

### ■ 森林経営管理法（森林環境譲与税について）「今後のビジョン（要望）」

#### 人員不足について

##### 要望

森林経営管理法の創設が、大きな変革であり、市町村の体制整備がなされないと推進できないことを市の人事当局に多方面よりご指導頂きたい。

##### 要望

市は、森林経営管理法を責任をもって推進するため、  
県は、独自課税について責任をもって推進する様、助言頂きたい。

ご清聴 ありがとうございます。